

古代の神宮祭祀と災害

塩
川
哲
朗

古代の神宮祭祀と災害

塩川 哲朗

はじめに

近年の古代祭祀・儀礼研究において、神々の崇りや怪異⁽¹⁾、列島の自然災害⁽²⁾などを祖上に載せ、崇り・災異と祭祀儀礼との密接な関係性から祭祀の位置付けやその存在意義を論じる研究は少なくない。古代国家は列島の自然災害に対応することが求められ、災害の解決手段として様々な祭祀・儀礼が執り行われていた⁽³⁾。記紀に記された崇神天皇の御代に発生した疫病のように、災害の発生を神意の発現、神の崇りに求めた事例もあり⁽⁴⁾、災害の克服のため神祇祭祀を行うことは朝廷の古くからの慣例であったと考えられる⁽⁵⁾。

では、皇祖神を祭る伊勢神宮においてはどうかであろうか。朝廷にとって伊勢神宮は他の諸社とは別格の存在であり、古くより丁重な祭祀が執行され、多くの臨時奉幣がなされてきた。自然災害や崇りなどの災いと神宮祭祀がいかなる関係にあったのかについて考察することは、一神社の事例を超えて天下の災害と神社祭祀との関係性を象徴的に明示することにつながると捉えられる。

神宮祭祀と災害との関係性を考察するには様々な方法が考えられるが、本稿では三つの視座から考察を試みたい。伊

勢神宮への臨時奉幣の目的、伊勢神宮での恒例祭祀の祈願内容、『太神宮諸雜事記』などに記された天皇不斉・災害を天照大神の祟りとした事例、である。史料に基づいた臨時・恒例の神宮祭祀における祈願目的を確認することは古代神宮祭祀の基本を理解し、基礎的な視座を確立することにつながる。特に臨時で伊勢へ遣使がなされた事例は、国家にとって特別な祈願がなされた事例が多いと推測され、そこから神宮への祈願目的の特徴は明示しやすく、災害の位置付けも明瞭となる。『太神宮諸雜事記』は院政期成立とされ記事によって史料性の扱い方が困難であるが、内宮禰宜の撰述した史料であるため、伊勢の奉仕者が神宮祭祀と大神の祟りをどのように認識していたかを窺うことが可能である。六国史・『延暦儀式帳』・『延喜式』といった確かな史料で神宮への祈願と災害の位置付けを確認した上で、伊勢神宮の神の祟りが災いと結びつけられた事例を捉え、古代の神宮祭祀と祟り・災害との連関性の一端を考察する。

一、伊勢臨時奉幣（六国史）の検討

左に掲出する表は、六国史における伊勢神宮への臨時奉幣・遣使の事例を収集した表（持統天皇六年〜仁和三年）である。⁶以下、本表の基礎的分析を行う。

臨時奉幣・遣使の事由を集計すると、宮都造営・遷都・遷御・火災が計九例、即位・大嘗・改元・元服が計一九例、珍宝や瑞祥・新銭が計八例、外敵・戦乱が十例、遣唐使が二例、天皇・上皇などの不斉が一一例、天皇の御願・宿願が二例、地震などの自然災害・疾病が計三八例、豊年が七例、祟・怪異が計七例、天下・国祈が計二例、齋宮関係が二〇例、例幣停止が三例、神宮火災や神宝使など神宮・伊勢関係が九例、事由不明が二一例となっている（一四例重複あり）。

表 1 伊勢臨時奉幣・遣使表（六国史）

| | 年 | 月・日 | 事由 | 対象 | 方法 | 出典 |
|----|-------|-------|---------------|----------------------------|--------------------------|----|
| 1 | 持統6 | 5・26 | 藤原宮造営 | 伊勢・大倭・住吉・紀伊 | 奉幣 | 紀 |
| 2 | 文武3 | 8・8 | 南嶋からの献物 | 伊勢大神宮及諸社 | 南嶋献物奉納 | 続紀 |
| 3 | 大宝2 | 4・10 | (瑞祥) | 伊勢大神宮 | 杠谷樹八尋榊根獻上 | 続紀 |
| 4 | 慶運1 | 11・8 | | 伊勢大神宮 | 幣帛・鳳凰鏡・窠子錦を供進 | 続紀 |
| 5 | 3 | 閏1・13 | 新羅からの調 | 伊勢大神宮及七道諸社 | 新羅調奉納 | 続紀 |
| 6 | 和銅1 | 10・2 | 平城宮造営奉告 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 7 | 養老5 | 9・11 | 例幣、斎王卜定奉告 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 8 | 天平9 | 4・1 | 新羅無礼 | 伊勢神宮・大神社・筑紫住吉社・八幡社・香椎宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 9 | 天平10 | 5・24 | | 伊勢大神宮 | 神宝奉獻 | 続紀 |
| 10 | 天平12 | 9・11 | 例幣、(藤原広嗣乱) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 11 | | 11・3 | (藤原広嗣乱平定) | 大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 12 | 天平13 | 1・11 | 恭仁京遷都奉告 | 伊勢大神宮及七道諸社 | 奉幣 | 続紀 |
| 13 | 天平17 | 6・4 | (5月異常地震) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 14 | 天平21 | 4・5 | 陸奥国黄金産出 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 15 | 天平勝宝3 | 4・4 | 遣唐使平安 | 伊勢大神宮、畿内・七道諸社 | 奉幣 | 続紀 |
| 16 | 天平勝宝7 | 11・2 | (聖武上皇不予) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 17 | 天平勝宝8 | 4・22 | (聖武上皇不予) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 18 | | 5・2 | (聖武上皇不予) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 19 | 天平宝字2 | 8・19 | 斎王卜定奉告、御即位 | 伊勢大神宮(斎王)、同大神宮及天下諸国神社(御即位) | 奉幣 | 続紀 |
| 20 | 天平宝字3 | 10・15 | 伊勢・志摩両国の神宮境界争 | 神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 21 | 4 | 3・13 | 光明皇太后不予 | 天神地祇 | 祈祷 | 続紀 |
| 22 | 6 | 11・3 | (新羅征伐) | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 23 | 8 | 9・13 | (藤原仲麻呂乱平定) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 24 | 神護景雲3 | 2・16 | | 諸社、伊勢太神宮 | 神服奉獻 太神宮・月次社のみ馬形・鞍を追加 | 続紀 |
| 25 | 4 | 8・1 | 日蝕(天皇不予) | 伊勢大神宮 | 奉幣・赤毛馬 | 続紀 |
| 26 | 宝亀6 | 10・25 | (風雨・地震) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 27 | 9 | 3・27 | 皇太子不予 | 伊勢神宮及天下諸神 | 奉幣 | 続紀 |
| 28 | 天応1 | 4・11 | 即位 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 続紀 |
| 29 | 延暦7 | 5・2 | 亢旱により祈雨 | 伊勢神宮及七道名神 | 遣使祈祷 | 続紀 |
| 30 | 8 | 3・10 | 蝦夷征伐 | 伊勢神宮 | 奉幣 | 続紀 |
| 31 | 延暦10 | 8・14 | 神宮火災謝 | 伊勢大神宮 | 奉幣、遣使修造 | 続紀 |

| | 年 | 月・日 | 事由 | 対象 | 方法 | 出典 |
|----|-----|-------|-------------|-----------------|---------|----|
| 32 | 12 | 3・10 | 遷都 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 33 | 13 | 1・17 | 蝦夷征伐 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 34 | | 3・18 | (蝦夷征伐) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 35 | 14 | 8・30 | | 伊勢大神宮 | 装束物奉献 | 類史 |
| 36 | 15 | 2・15 | 斎内親王退下 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 37 | | 11・14 | 新銭使用開始 | 伊勢神宮・賀茂上下二社・松尾社 | 隆平永宝奉納 | 後紀 |
| 38 | 18 | 8・25 | 斎内親王入斎宮 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 後紀 |
| 39 | 大同1 | 4・16 | 斎内親王帰京 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 後紀 |
| 40 | | 11・20 | 斎内親王交替 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 類史 |
| 41 | 3 | 11・14 | 大嘗 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 後紀 |
| 42 | 5 | 4・19 | 斎内親王卜定 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 類史 |
| 43 | | 7・30 | 聖体不予 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 44 | 弘仁2 | 6・3 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 後紀 |
| 45 | 3 | 7・2 | 疫旱 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 後紀 |
| 46 | 6 | 8・3 | 霖雨 | 伊勢大神宮并賀茂大神 | 奉幣 | 後紀 |
| 47 | 7 | 8・2 | (風雨) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 48 | | 9・6 | 停大風(8・16)報賽 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 49 | 9 | 4・22 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 50 | | 9・11 | 疫癘 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 51 | 10 | 7・17 | 祈雨 | 伊勢大神宮・大和国大后山陵 | 奉幣 | 紀略 |
| 52 | 14 | 4・21 | 即位 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 53 | | 6・3 | 斎内親王卜定の停止 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 54 | | 7・7 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 55 | | 8・8 | (旱疫) | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 56 | | 11・3 | 大嘗 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 57 | 天長1 | 4・6 | 崇 | 伊勢大神宮 | 御剣奉献・奉幣 | 類史 |
| 58 | | 8・17 | 調風雨 | 伊勢大神 | 奉幣 | 類史 |
| 59 | | 9・10 | 斎宮移転 | 大神 | 奉告 | 類史 |
| 60 | 4 | 2・26 | 斎内親王帰京 | (伊勢大神宮) | 遣使奉告 | 類史 |
| 61 | | 4・2 | 斎内親王退下 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 62 | 5 | 2・25 | 斎内親王交替 | 大神 | 奉幣 | 類史 |
| 63 | 7 | 7・24 | 聖体不和 | 伊勢大神 | 奉幣 | 類史 |
| 64 | | 9・6 | 斎女王参入 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 65 | 8 | 8・13 | 防風雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 66 | 9 | 7・22 | 防風雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 類史 |
| 67 | 10 | 3・4 | 即位 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |

| | | | | | | |
|-----|------|-------|---------------------|----------------------------|----------|----|
| 68 | | 4・7 | 齋内親王卜定 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 続後 |
| 69 | | 8・23 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 70 | | 11・8 | 大嘗会 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 71 | 承和 1 | 6・28 | 祈雨 | 伊勢大神宮及畿内七道名神 | 奉幣 | 続後 |
| 72 | 2 | 7・5 | 防風雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 73 | 3 | 9・11 | 宮中穢で例幣停止 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 続後 |
| 74 | 4 | 3・22 | 遣唐使進発 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 75 | 5 | 7・29 | 穄豊年 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 76 | | 10・4 | | 伊勢太神宮 | 神宝奉獻 | 続後 |
| 77 | 6 | 4・21 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 78 | | 10・13 | 唐物奉獻 | 伊勢大神宮 | 奉唐物 | 続後 |
| 79 | | 11・2 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 80 | | 12・2 | 齋宮焼損、齋宮移転 | 伊勢大神 | 奉珍幣、遣使祈申 | 続後 |
| 81 | 7 | 6・15 | 祈雨 | 伊勢大神宮及賀茂上下・松尾等社、内外諸国神祇 | 奉幣 | 続後 |
| 82 | | 7・5 | 祈秋実 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 83 | | 12・7 | 天皇御願、肥後国神靈地涸尽 | 伊勢大神宮 | 遣使祈祷 | 続後 |
| 84 | 8 | 6・22 | 阿蘇郡神靈地涸竭・伊豆国地震・物怪 | 伊勢大神宮、賀茂御祖社 | 奉幣 | 続後 |
| 85 | | 7・26 | 祈豊年 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 86 | 9 | 6・5 | 物怪 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 87 | | 8・11 | 百穀の防災 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 88 | | 9・20 | 来年疫気の防災 | 伊勢大神宮、天下名神 | 奉幣 | 続後 |
| 89 | 10 | 7・23 | 祈秋稼 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 90 | | 8・7 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 91 | 11 | 閏7・21 | 防風雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 92 | | 10・6 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 93 | 12 | 7・27 | 止雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 94 | 14 | 3・20 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 続後 |
| 95 | 嘉祥 1 | 6・13 | 改元、防水害 | 伊勢大神宮及賀茂上下・松尾等社 | 奉幣 | 続後 |
| 96 | 2 | 9・7 | 式年遷宮神宝使 | 伊勢大神宮 | 奉神宝 | 続後 |
| 97 | 3 | 6・21 | 即位 | 伊勢太神宮 | 遣使奉告 | 文実 |
| 98 | | 8・8 | 齋内親王卜定 | 伊勢太神宮 | 遣使奉告 | 文実 |
| 99 | | 9・26 | 賀瑞 | 伊勢大神宮、賀茂大神社、尾張大神社、五畿七道諸国名神 | 遣使奉告、班幣 | 文実 |
| 100 | 仁寿 1 | 6・3 | 祈霽、春祭供奉の使の穢により大神が怒る | 伊勢・賀茂・松尾・乙訓等神社 | 奉幣 | 文実 |

| | 年 | 月・日 | 事由 | 対象 | 方法 | 出典 |
|-----|-------|-------|---------------------------|-----------------------------|-------|----|
| 101 | | 10・22 | 大嘗祭 | 伊勢太神宮 | 遣使奉告 | 文実 |
| 102 | | 12・8 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 文実 |
| 103 | 2 | 8・1 | 止風雨 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 文実 |
| 104 | 3 | 4・10 | 除災疫 | 伊勢太神宮 | 遣使請願 | 文実 |
| 105 | | 7・18 | 攘災 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 文実 |
| 106 | 4 | 7・27 | 風雨予防 | 伊勢太神宮 | 遣使請願 | 文実 |
| 107 | 天安2 | 11・1 | 即位 | 伊勢太神宮 | 遣使奉告 | 三実 |
| 108 | 3 | 2・1 | 即位 | 伊勢国大神宮及五畿七道諸神 | 班幣・奉告 | 三実 |
| 109 | 〈貞観1〉 | 9・10 | 大嘗祭 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 110 | | 10・28 | 斎内親王卜定 | 伊勢太神宮 | 遣使奉告 | 三実 |
| 111 | 貞観3 | 10・4 | 国祈 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 112 | 4 | 11・11 | | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 113 | 5 | 3・9 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 114 | | 12・6 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 115 | 6 | 7・10 | | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 116 | 7 | 9・11 | 御在所穢により例幣停止 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 三実 |
| 117 | | 11・4 | 内裏遷御 | 伊勢大神宮并明神11社 | 奉幣 | 三実 |
| 118 | 8 | 7・6 | 応天門火災・物怪、旱災 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 119 | | 7・10 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 120 | 10 | 9・7 | 式年遷宮神宝使 | 伊勢大神宮 | 奉大神財宝 | 類史 |
| 121 | 11 | 6・17 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 122 | | 12・14 | 新羅兵革・肥後国地震 風水災・陸奥国異常地震 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 123 | 12 | 9・8 | 外宮式年遷宮神宝使 | 伊勢大神宮 | 奉神宝 | 三実 |
| 124 | | 9・11 | 内裏穢により例幣停止 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 三実 |
| 125 | | 11・8 | 例幣に新銭を付す | 伊勢大神宮 | 奉新鑄銭 | 三実 |
| 126 | 13 | 9・11 | 例幣に宿禰報賽を付す | 伊勢大神宮 | 賽宿禰 | 三実 |
| 127 | 15 | 2・4 | 天下及年穀 | 伊勢太神宮 | 奉幣・祈禱 | 三実 |
| 128 | | 7・19 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 129 | 16 | 閏4・4 | 御体異変 | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 紀略 |
| 130 | | 8・13 | 伊勢国蝗害 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 131 | 17 | 6・9 | 祈雨 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 132 | | 8・25 | 祈秋稔 | 伊勢及賀茂御祖・別雷社、松尾・稲荷・木嶋・乙訓・丹生社 | 奉幣 | 紀略 |
| 133 | 18 | 5・3 | 大極殿火災 | 伊勢大神宮 | 遣使奉告 | 三実 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-----------------|------------------------------------|-------------|----|
| 134 | | 12・17 | 即位 | 伊勢大神宮 | 奉幣・奉告 | 三実 |
| 135 | 19 | 2・23 | 即位・斎内親王卜定 | 伊勢大神宮 | 奉幣・奉告 | 三実 |
| 136 | | 4・9 | 大極殿造立 | 伊勢大神宮及石清水八幡大菩薩宮・賀茂御祖別雷・松尾・平野・稲荷等神社 | 奉幣 | 三実 |
| 137 | 〈元慶1〉 | 7・19 | 改元・祈雨 | 伊勢大神宮并賀茂御祖別雷・松尾・平野・大原野神社 | 奉幣 | 三実 |
| 138 | | 11・2 | | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 139 | 2 | 3・7 | (御体平安の報賽) | 伊勢太神宮 | 奉幣・神宝・弓・楯・劍 | 三実 |
| 140 | | 8・24 | (止雨) | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 141 | | 12・11 | 新羅虜船来寇 | 伊勢太神宮 | 遣使祈請 | 三実 |
| 142 | 4 | 2・4 | 大極殿完成 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 143 | | 8・16 | | 伊勢太神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 144 | 5 | 12・11 | 天皇明年正月元服 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 145 | 6 | 5・15 | 斎内親王・斎王卜定 | 伊勢大神宮及賀茂神社 | 奉幣 | |
| 146 | 7 | 7・13 | 主上疾病・天下風水害予防の報賽 | 伊勢大神宮・賀茂御祖別雷・松尾・稲荷・貴布祢・丹生川上・大和等神社 | 奉幣・班幣 | 三実 |
| 147 | 8 | 2・19 | 即位 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 148 | | 3・2 | 修造 | 伊勢大神宮 | 遣使修造 | 三実 |
| 149 | | 4・10 | 斎内親王卜定 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 150 | | 11・10 | 大嘗会 | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 151 | 仁和1 | 11・20 | | 伊勢大神宮 | 奉幣 | 三実 |
| 152 | | 11・21 | 造宮使 | 伊勢大神宮 | 改作 | 三実 |
| 153 | 仁和2 | 9・5 | 式年遷宮神宝使 | 伊勢大神宮 | 神宝奉獻 | 三実 |
| 154 | | 3 | 4・6 | 伊勢大神宮、山城国八幡・伊勢国多度・近江国日吉・駿河国浅間明神社 | 奉幣 | 三実 |

- ・本表は六国史における臨時の神宮奉幣・遣使の例を集めたものである。恒例の九月神嘗祭例幣發遣などは省いた。
- ・「出典」は典拠となる史料で、「紀」は日本書紀、「統紀」は続日本紀、「後紀」は日本後紀、「統後」は続日本後紀、「文徳」は日本文徳天皇実録、「三実」は日本三代実録、「類史」は類聚国史、「紀略」は日本紀略の略称である。
- ・「対象」は史料上の奉幣・遣使の対象社名、「方法」は幣帛奉納がなされた場合は「奉幣」、幣帛奉納は明記されず使が発遣されて神への奉告がなされた場合は「遣使奉告」、その他特別な品々が奉獻された場合はそのことを掲出した。
- ・「事由」は奉幣・遣使の理由であり、() は史料上に明記されていないが記事の前後関係等から推察される理由を掲出した。

伊勢臨時奉幣の大きな特徴として、遷都など国家の大事に際して奉幣がなされていたことがまず挙げられる。藤原宮造宮（持統六年）、平城宮造宮（和銅元年）、恭仁京遷都（天平十三年）、平安京遷都（延暦十二年）に際して必ず伊勢神宮に奉幣がなされ、伊勢の大神への奉告が行われている。国家の大事に関連して遣唐使の平安を祈る奉幣もなされ（天平勝宝三年、承和四年）、外敵・戦乱（新羅、藤原広嗣乱、藤原仲麻呂乱、蝦夷）や天皇・上皇・皇太后・皇太子の不予に際しても奉幣がなされた。遷都による奉幣は飛鳥時代から継続的に存在し、外敵・戦乱は奈良時代前・中期から、天皇・上皇・皇太后の聖体不予による臨時奉幣は奈良時代中・後期から存在しており、これら国家の大事の安泰が伊勢臨時奉幣の当初の基本目的だったと想定される。

次に挙げられる特徴は、地震などの自然災害による奉幣が計三八例と最も多いことである。このうち、風雨・祈雨・止雨などの旱・風水害の対応が計三二例（他の事由と重複あり）存在し、天候順行への祈りが臨時奉幣の事由としては最も多い。これは旱や風水害が農作業に深刻な危機をもたらし、その自然災害の克服が豊饒と国家の安定に不可欠であると認識されていたためであろう。自然災害による奉幣は天平十七年（五月異常地震）、宝龜六年（風雨・地震）、延暦七年（祈雨）が早い例であり、弘仁年間より増加する。⁸なお、中塚武氏による樹木年輪セルロースの酸素同位体比データによると弘仁七年は湿潤、九年・十年は乾燥が示されており、弘仁七年八月の風雨による奉幣、同年九月の停大風の報賽、九年四月・十年七月の祈雨奉幣と符合する。この後の九世紀中頃は気象環境の不安定化が指摘され、¹⁰十世紀頃を境に地域環境の変化があったとされており、¹¹国家を揺るがしかねない災害の頻発と伊勢臨時奉幣の執行記事は概ね連動していたと想定できる。自然災害は国家の危機と直結し、その克服のために伊勢奉幣は重要な位置付けにあった。

自然災害による事例に豊年のための奉幣や国祈・天下のための奉幣（貞観三年十月、貞観十五年二月）を加えれば、伊勢臨時奉幣のほぼ三分の一は自然災害の克服と豊饒と天下の安寧を目的とするものであった。遷都、戦乱、不予と同じ

く、国家の大事のための奉幣に属するものと認識される。

これらの事由による奉幣は、持統六年藤原宮造営により大倭・住吉・紀伊の神々にも奉幣がなされ、延暦七年五月に祈雨のため伊勢神宮及七道名神に使が發遣され祈禱がなされていたように、必ずしも伊勢神宮のみに奉幣がなされたわけではない。天平九年四月新羅無礼により伊勢神宮、大神社、筑紫住吉社・八幡社・香椎宮に奉幣がなされ、天平勝宝七年聖武上皇不予の際には十月丙午（二十一日）に天下大赦し天智天皇以降の歴代天皇、草壁皇子、藤原不比等の陵墓に奉幣がなされ祈禱が行われている（『続日本紀』）。外敵に対し宇佐八幡や香椎宮へ奉幣することは『日本三代実録』貞観十二年二月十五日にも見え、天皇不予に際しては仏教儀礼（『続日本紀』天平十七年九月癸酉（十九日））や山陵の崇の鎮祭（『類聚国史』卷三四天皇不予、大同五年七月丙辰（十八日）高昌陵（藤原乙牟漏））がなされるなど、事由の詳細に従って有力神や山陵への儀礼、大赦などの儒教的政策、また仏事などが選択されていた。⁽¹²⁾ その中で伊勢奉幣の特徴を挙げるならば、国家の大事のための伊勢奉幣は飛鳥時代から宮都が遷つても一貫して行われ続けてきたことであろう。

天候順行（祈雨・止雨）のためとしては大和国吉野郡の丹生川上社への奉幣が奈良時代中期から、山城国愛宕郡の貴布祢社への奉幣は弘仁年間から類出する。⁽¹³⁾ 平安時代からは平安京近郊の有力神への奉幣が数を増していき、⁽¹⁴⁾ 『延喜臨時祭式』には祈雨神として五畿内の八五座が規定されている。また、祈雨儀礼は神祇への奉幣・祈禱だけでなく、平安時代には読経による祈雨儀礼、請雨経法も行われていた。⁽¹⁵⁾ 平安時代以降の祈雨儀礼は山城国の有力神と丹生川上・貴布祢社への奉幣や諸神・名神への奉幣が多いが、⁽¹⁶⁾ 伊勢神宮への奉幣も継続的になされていたのであり、天候順行への祈りにおいて伊勢神宮の靈験も大変重要視されていたことは確かである。平安時代以降、平安京近郊の諸神が重視されていくのに対し、畿外の伊勢神宮が一貫して重視されていることは、皇祖神を祭る神社であるからであることは言うまでもないが、伊勢神宮への祈願が一地域の災害解決だけでなく国家規模の大事に関わってなされていたことの証左ともなる。

朝廷にとって伊勢奉幣は国家大事・天下平安のための重要な選択肢の筆頭に位置付けられていた。

伊勢臨時奉幣には事由が記されず、前後関係などからも理由がはっきりと特定できない事例があるが（表一の集計では二一例）、右の総括から推察するに、六国史においては自然災害を含む国家の大事に関わる伊勢奉幣が多く記載されていたと想定され、事由不明の例も国家の大事に関わる何らかの理由によるものであった可能性が高いであろう。

また、天平勝宝三年四月遣唐使平安のため伊勢大神宮と畿内・七道諸社への奉幣や宝龜九年三月皇太子不子による伊勢神宮及天下諸神への奉幣に明白なように、国家の大事には伊勢神宮をはじめ天下諸国の神々や有力神への奉幣がなされるわけだが、対象社を列記する時には必ず伊勢神宮を筆頭とするなど、別格の扱いとして記述がなされている⁽¹⁷⁾。

この他、伊勢臨時奉幣の大きな特徴は即位・大嘗や元服、齋宮関係の奉幣・遣使奉告がなされることである。天皇即位の由を伊勢神宮に奉告する慣例は天応元年四月己亥（十一日）の例（四月辛卯（三日）受禪）を初見とし、大嘗齋行の由奉幣は大同三年十一月辛卯（十四日）の例（同日大嘗祭）を初見とする。桓武・平城天皇の即位・大嘗祭を契機に皇祖神へ由奉告がなされるようになった⁽¹⁸⁾。なお、元服に関する奉幣は元慶五年十二月十一日に例があり、『新儀式』では伊勢大神宮と陵廟へ奉幣がなされるとある。即位・大嘗の由奉幣は天皇の御代の守護、大嘗祭の無事齋行に関わるものであり、御代始に欠かせない儀礼に位置付けられている。

齋宮は内親王（女王）を伊勢の地に遣わす制であり、卜定された齋内親王（齋王）は多気郡の齋宮で潔齋生活を送り、神宮の三節祭に参向するわけだが、その齋内親王（齋王）の卜定・交替・退下などの際には伊勢神宮に使が發遣されてその由が奉告された。奈良時代以降の齋内親王の制は天武天皇の皇女である大来皇女が天皇即位の翌年に伊勢へ發遣された例が直接の祖と考えられる。天武天皇の御代には畿外郡の新稲を用いた「大嘗」儀礼が開始されており、齋内親王發遣と大嘗祭は伊勢神宮の神を祭る制として表裏一体に形成されたと見ることが出来る。崇神天皇の御代まで同床共殿

で祭られていた天照大神は垂仁天皇の御代に伊勢に御鎮座されたわけだが、その過程において両天皇の皇女が天皇の代わりに大神に付き従った。『日本書紀』に記される豊鍬入姫命から酢香山姫皇女までの齋内親王は伝説的な存在であるが、神話から続く天照大神鎮座の伝承に皇女が重要な役割を担っていたことを背景として、天皇の代わりに皇女が伊勢神宮に仕える制が天武天皇朝に確立したのである。

天皇は年三度の天皇親祭（六月・十二月神今食、十一月新嘗祭）と一代一度の大嘗祭で親ら伊勢の天照大神を京の地で祭るが、『延喜齋宮式』によると齋内親王は神宮三節祭（六月・十二月月次祭、九月神嘗祭）に参向し、十一月には齋宮で新嘗祭を齋行する。その齋内親王の卜定奉告は養老五年九月からなされ、退下・入齋宮・帰京・交替の奉幣・奉告は延暦十五年・同十八年・大同元年からなされており、齋内親王卜定だけでなくその交替に関する奉幣・遣使が即位・大嘗由奉幣が開始された桓武・平城天皇朝から始まっている。大嘗祭など御代始儀礼と齋内親王の制の整備が連動しているだけでなく、桓武天皇の御代から伊勢の大神への意識がより顕在化し、後代の先例となっていくことが出来る。

なお、齋宮が伊勢神宮に隣接せず多気郡の地に営まれたことは、前近代の天皇が伊勢神宮に参向しなかったように、天照大神に近侍することを憚ったためであろう。天長元年九月乙卯（十日）には多気齋宮が大神宮より離れているため度会離宮を常の齋宮とすることを奉告しているが（『類聚国史』巻四伊勢齋宮）、承和六年十一月癸未（五日）にその伊勢齋宮が火災に遭い施設百余りが焼かれた際には、同じ度会離宮に齋宮を再建せず、十二月庚戌（二日）に奉幣して多気齋宮の地に常の齋宮を戻すことを祈り申している（『続日本後紀』）。この条文にはこれ以上のことは書かれてはいないが、齋宮の火災を大神の神意（齋宮を大神に程近い場所に建設したことへの祟り）と捉え、従来の多気の地より神宮に近い場所に齋宮を建てることを憚った可能性は十分ある。天皇の代わりに伊勢へ発遣される齋内親王の決定・交替そして居所について大神に奉告し神意に沿う形にしなければならぬと意識されていたことは、伊勢の大神は天皇の御代を守護する

神であると共に、天皇が容易に近づくことの出来ない強力な靈威を持った神であり、その崇りの発生に神経を尖らせていたと言ふことが出来る。このことは崇神天皇紀に天照大神の「勢」を天皇が畏れたこと、大嘗祭が京の地から伊勢の大神を祭る遷拜の形式であることと結びつき、即位・大嘗の由奉幣も単純な守護祈願に収まるものではなく、伊勢の大神の強力な靈威が災いをもたらすことへの予防の側面もあつたと推察される。

伊勢臨時奉幣において伊勢と伊勢神宮を事由とする事例は六国史ではさほど多くはないものの、式年遷宮に関わる神宝使（嘉祥二年・貞観十年・同十二年・仁和二年）や造宮使（仁和元年）の他に、伊勢・志摩両国の神宮境界争い（天平宝字三年）、神宮火災の祈謝・修造（延暦十年）、伊勢国蝗害（貞観十六年）、臨時修造（元慶八年）、そして例幣延引の遣使奉告（承和三年・貞観七年・貞観十二年）があつた。式年遷宮や臨時修造に神宝奉献と奉幣がなされ、神宮火災や争い、伊勢の虫害や恒例祭祀の中止などの不祥・災害に際しても伊勢大神への祈謝が行われている。火災の祈謝や例幣停止の奉告は不祥の謝罪と崇りの予防の意図があつたと考えられる。

二、神宮恒例祭祀の祈願

伊勢臨時奉幣祈願は国家の大事のため執り行うことが基本であり、その事由の中には天皇不予や齋宮関係による事例も多いが、自然災害と豊年による奉幣が最多であつた。伊勢神宮の恒例祭祀において、右の祈願目的はどのように組み込まれていたのだろうか。

神宮の恒例祭祀で朝廷からの使が参向して幣帛を奉る祭祀は、二月祈年祭・六月（十二月）月次祭と九月神嘗祭の計四度であるが、祈年祭・月次祭は神祇官での班幣祭祀で神宮のみ特別に使が発遣されるものであり、九月神嘗祭は八省

院に天皇出御のもと発遣がなされるといふ大きな違いがある。⁽²⁰⁾

『延喜祝詞式』 九月神嘗祭⁽²¹⁾

皇御孫御命以、伊勢能度会五十鈴河上^尔、称辞竟奉^流 天照坐皇大神能大前^尔申給^久、常毛進^流 九月之神嘗能大幣帛^乎、
某官某位某王、中臣某官某位某姓名^乎為^レ使^豆、忌部弱肩^尔太極取懸、持斎^{波理}令^二捧持^一^豆、進給^布御命^乎申給^久止申、
神嘗祭奉幣(例幣)の祝詞を『延喜祝詞式』で確認すると、右の通り、祈願内容が明記されているわけではない。天
神の子孫である「皇御孫」(天皇)の「御命」を以て(おおみこともちて)、恒例の神嘗幣帛を王・中臣を使として奉る「御
命」を申す、という内容が記され、天皇の「御命」を使が天照大神に申し上げる形式となっている。「みこともちて」
を用いてその「みこと」の内容を伝達する形式は、『古事記』・『延喜祝詞式』や『続日本紀宣命』に見られ、神などか
らの特別な命令を口頭伝達する表現に用いられていた。⁽²²⁾ 奉幣使は天皇の「御命」をそのまま大神に伝達する「みことも
ち」としての役割を負っている。

祈年祭・月次祭の奉幣における祝詞も基本形式は神嘗祭祝詞と変わらない。弘仁九年九月壬辰(十一日、例幣発遣の式
日)の伊勢奉幣に「祈^レ除^二疫癘^一也」(『類聚国史』卷十一祈禱上)とあり、貞観十三年九月十一日に「奉^二例幣^一兼賽^二宿
禱^一」とあることから、恒例の祝詞文とは別に(『辞別』などで)臨時祈願が申上されていたことが確認される。⁽²⁴⁾

神宮恒例祭祀での祈願内容は奉幣使の祝詞以外から確認される。『皇太神宮儀式帳』天照坐皇太神宮儀式并神宮院行
事に記述された天照大神御鎮座経緯の最後に、大神宮禰宜が定められたことと、禰宜任用後の祈りが記されている。

禰宜之任日、忌火飯食忌慎、聖朝太御寿^乎、手長^乃太寿^止、湯津如^三石村^一^久、堅石^爾常石^爾、伊波比与^{々々々々々々}佐志給^比、伊
加志御世^爾、佐岐波閉給^比、阿礼坐皇子等^乃大御寿^乎、慈備給^比、百官仕奉人等、天下四方国^乃人夫^爾至^{麻呂}長平^久、作
給^{倍留}五穀物^乎、慈備給^{部止}、朝夕祈申。

禰宜の祈りには、①天皇の御寿命、②天皇の御世、③皇子の御寿命、④朝廷の官人以下天下の百姓の長久、⑤人々の作る五穀、の五点が記されている。右の文章とはほぼ同文が『延喜祝詞式』六月月次祭（伊勢神宮）に存在する。

度会乃宇治五十鈴乃川上尔、大宮柱太敷立天、高天原尔比木高知天称辞竟奉留、天照坐皇大神乃大前尔、申進留天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣、（禰宜内人等共称唯、）

天皇我御命尔坐、御寿乎手長乃御寿止、湯津如磐村常磐堅磐尔、伊賀志御世尔幸倍給比、阿礼坐皇子等乎毛惠給比、百

官人等天下四方国乃百姓尔至万天、長平久作食留五穀乎毛豊尔令栄給比、護惠比幸給止、三郡国国处处尔寄奉礼留神戸人

等能常進留御調糸、由貴乃御酒御贄乎、如横山一置足成天、大中臣、太玉申尔隠侍天、今年六月十七日乃朝日乃豊栄

登尔称申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣、（神主部共称唯、）

荒祭宮月読宮尔毛、如是久申進止宣、（神主部亦称唯、）

右の祝詞は、神宮月次祭で朝廷からの幣帛と共に参向した中臣の祝詞奏上の後に、大神宮司が奏上する祝詞であり、基本形式・文言を九月神嘗祭大神宮司祝詞と同じくする。ここでも禰宜の祈りと同じく①天皇の御寿、②天皇の御世、③皇子、④朝廷の官人以下天下の百姓、⑤人々の作る五穀、が永く栄え豊饒であることが祈られている。神宮の恒例祭祀での祈願は天皇・皇子の御寿命と天下の五穀に特化していた。祈りの筆頭に天皇の御寿命があることは天皇の身体保全と伊勢での祈りが連動するものとして認識されていたことを示唆する。また、天皇と皇子だけでなく、国家の官人や天下百姓の長久と人々の作る食物（五穀）の豊饒が祈願されていることも注意される。聖体（上皇・皇太后・皇太子）不子による臨時奉幣は少なく、また豊年のための臨時奉幣も存在し、天皇の身体と天下の人々が食す五穀については恒例・臨時の伊勢祭祀により特別に手厚い祈願がなされていた。なお、六月月次祭祝詞の末尾には荒祭宮・月読宮といった伊勢神宮の別宮にも同内容の祈願がなされることが記されており、別宮祭祀の祈願は本宮祭祀の祈願とほぼ変わりが

なかつたと想定される。

さて、臨時奉幣で最多だったのは自然災害を事由とするものであったが、祈雨・止雨や風雨の鎮静が穀物の豊饒の成否に関わる点からすれば、自然災害の克服祈願は五穀豊饒と深い因果関係を持つ。伊勢神宮では三節祭や祈年祭の他に、「日祈」行事が恒例行事として行われ、風雨順行と五穀豊饒が祈られていた。『皇太神宮儀式帳』における「日祈」行事での祈りを抜き書きしてみたい。

己後家蚕養糸一斤、以六月祭日之夕御食進時、即禰宜宇治内人共、為悪風雨不吹祈申告刀申進（日祈内人職掌）①

禰宜、并宇治大内人、日祈内人、已上三人、己之家養蚕乃糸一絢予備奉、祭乃日仁告刀申、天下百姓作食五穀、平助給祈申（六月例）①

禰宜率二日祈内人、月一日起尽三十日、朝夕風雨旱災為二止停一祈申（七月例）②

祈二八月風雨、幣帛絹二丈五尺、麻八斤大、木綿八斤大。已上禰宜率二日祈内人、為二風雨災鎮一祈申（八月例）②

從二七月一日始迄二八月三十日、日祈内人、朝夕止二悪風一豆、天下百姓作食五穀平助給止祈申（五月例）②

風雨順行を祈る行事はこの他に御笠・御蓑を奉る四月十四日の行事があるが、明確に祈願内容が記されているのは、①六月月次祭夕御饌供進の際に禰宜・日祈内人が自身の家で養蚕した糸を奉り祈願、②七・八月に禰宜が日祈内人を率いて幣帛を奉納し祈願、の二つの行事である。²⁶このどちらにおいても穀物を損なう悪しき風・雨が鎮まり、天下の人々

の作り食べる五穀の豊饒が祈られている。これは六月月次祭祀の祈願内容と重なりあうものであると共に、伊勢神宮祭祀において天下の人々の五穀の安寧が大変重要な祈願目的であったことを物語る。「日祈」行事は六・七・八月に行われ、特に七・八月は連日祈りが捧げられている。伊勢臨時奉幣で最多であった自然災害の克服・豊年祈願は恒例祭祀ではさらに手厚く祭祀がなされ、神宮恒例祭祀においても災害の克服は大変重要な位置付けにあったことが解る。

三、「翼方太神」の崇りと天皇不子・災害

三節祭の祝詞における祈願の筆頭に天皇の御寿命があつて、天皇の身体保全と伊勢での祈りが連動するものとして認識されていた可能性は先に記したが、『太神宮諸雜事記』には伊勢祭祀における穢や違例が天照大神の崇りを引き起こし、天皇の体調不良などに直結する事例が記載されている。

表2 『太神宮諸雜事記』「翼方太神」の崇り記事

| 年代 | 崇りの事例 | 崇りの原因 | 祓等の対応 |
|---------------|--|--------------------------------|--|
| 神亀六年 二月十三日 | 天皇俄に御棄したまう、翼方太神、死穢不浄の咎により崇り給う | 同年正月十日、御饌物を豊受神宮から太神宮に運ぶ際に死穢に遭遇 | 同年三月十三日、勅使を遣わして不浄の由を謝し、豊受宮大物忌父・御炊内人・物忌子良に大祓を科し解任、御饌殿建立 |
| 天平三年 六月十六日 | 天皇御在所に物恠類りなり、翼方太神の御当に死穢の事有るか、仍りて崇り給う、皇太子俄に不子 | 二見郷長、神宮近辺で死亡 | 勅使を下し二宮に祈り申す、度会郡大領・少領に大祓、豊受宮禰宜に中祓を科す |

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 天徳三年 九月二十三日 | 九月二十三日内裏焼亡、十月九日中務 官焼亡、天下早魃・疫癘、公家驚きた まい、異姓の人神事に供奉す各か、異 方太神、その違例による御崇か | 異姓の人を祭主・宮司に補任 | 天徳四年十月三日、異姓の祭主・宮司の 職務を停止 |
| 延長六年 八月中旬 | 天皇御葉にまします、巽方太神、神事 違例による御崇なり | 一志神戸の御塩浜に死穢 | 十月二十八日、国司・郡司に上祓を科す |
| 寛平三年 七・八月 | 天皇の御所に物恠頻りなり、巽方太神、 死穢の事による御崇か | 六月十四日、太神宮乾方路頭の 男・牛の死穢に祭使（大中臣）・ 宮司が触れて参宮 | 八月五日、勅使を遣わして二宮に祈り申 し、祭使（大中臣）・宮司に上祓を科す |
| 仁和三年 五月十三日 | 諸星流行（四月四日夜）、日蝕（五月 十三日午〜申刻）、巽方太神、神事違 例により崇り給う、公家に御煩か | | 勅使を遣わして二宮に祈り申す |
| 貞観十五年 十月十七日 | 天皇御葉におわします、巽方太神、汚 穢の事により崇らしめ給う | 九月十六日、外宮一鳥居に鬻體 ありて祭使・斎宮参宮 | 十二月二十七日、禰宜・宿直内人に中祓 を科し、勅使を遣わして祈り申す |
| 仁寿二年 六・七月 | 頻に天変の上、御葉したまう、巽方太 神、死穢の事に触れて神事に供奉すか、 仍りて重ねて崇り給う | 仁寿元年八月、豊受宮禰宜、童 男の死穢に触れて神事に供奉 | 豊受宮禰宜に大祓を科し解任 |
| 天長七年 六月五日 | 天皇御葉切々なり、巽方太神、不浄の 事により崇るか、即日天皇に御示現、 汚穢の事を告ぐ | 五月三日勅使参宮の際、中臣が 隨身の駄落胎を隠して参宮 | 王に上祓、中臣に大祓を科し、勅使を遣 わし汚穢の由を祈り申す |

奈良時代に二例、平安時代前・中期に七例存在するが、この事例は「巽方太神」という平安京から見て東南にあたる伊勢の大神が祟ること、天皇「御葉」(神亀六年・仁寿二年・貞観十五年・延長六年)、天皇の御在所に「物恠」(天平三年・寛平三年)、「天変」(仁寿二年)、諸星の流行と日蝕(仁和三年)、内裏焼亡・中務官焼亡・「天下旱魃疫癘」(天徳三年)が發生し、その祟りの原因となった死穢(神亀六年・天平三年・仁寿二年・貞観十五年・延長六年)や落胎(天長七年)に触れた奉仕者もしくは穢を放置した責任者に祓を科して祈謝する、といった内容となっている。記事の流れや用語には一定の統一性があり、祟りの原因は神祇官・陰陽寮の卜占などで特定されているが、軒廊御卜で神祇官と陰陽寮が対等に卜占を行うようになったのは十・十一世紀とされ、記事の文章には不審な点がある。伊勢の方角を示す「巽方」も平安京遷都以後でなければ不自然である。『小右記』長和四年九月二十八日・長元四年八月二十三日・二十五日条にそれぞれ「巽方大神崇歟」(この時は春日に遣使)・「巽方乃大神崇^能遠^成給^止申^{せり}」・「巽方大神示^下降^二御崇^一之由^上」とあって、占で示された東南の大神の祟りを「巽方大神」として示す用例が十一世紀に存在し、『太神宮諸雑事記』の「巽方太神」の語は十一世紀以降に文飾された可能性がある。あるいは当時の内宮禰宜の意図が反映されていた側面も考慮される。⁽²⁹⁾

『太神宮諸雑事記』は貞観十七年・延喜六年に禰宜であつた荒木田徳雄がそれ以前の記録を伝来し、以後荒木田神主家(二門)の禰宜が書き継いできたものと奥書に記されているが、書物全体の文体は一律でありかつ十一世紀前・中期の後朱雀・後冷泉天皇二朝の記事が過半を占めており、文章表記の特徴から現行本は平安時代後期・院政期に整理がなされたものと考えられている。⁽³¹⁾ また、長元四年五月条以降はほぼ当時の禰宜日記に基づいて記されていると想定されており、それ以前に比して記事の信憑性が高い。⁽³²⁾

従つて、奈良時代・平安時代前期に九例ある「巽方太神」の祟り記事の文章そのものは当該時代に作成されたものと考えるのは難しい。特に神亀六年の事例は日別御饌を外宮から内宮に運ぶ際に死穢に遭遇したとあって、明らかに『止

由氣宮儀式帳」に記された雄略天皇朝の御饌殿（外宮）創始と矛盾しており、後代の付会に基づく潤色が考えられる。⁽³³⁾しかし、『太神宮諸雜事記』に簡略に記された歴代遷宮の記事は神宮側に残った記録と見做し得るし、延暦十年八月の神宮炎上など六国史と符合する記事もあり、また十一世紀後半の神仏習合思想に基づく潤色が濃厚な天平十四年十一月三日橘諸兄參宮記事においても、伊勢奉幣そのものの事実はあった可能性が指摘されており、神宮側独自の記録が荒木田二門に残されてきたことは事実であろう。⁽³⁷⁾全く何もないところから「異方太神」崇り記事を平安時代後期に創作したと考えるよりも、何らかの原資料があり、それを平安時代後期において意味が通じるように文章を整えたとするほうが妥当性は高いのではないか。

「異方太神」崇り記事のうち、天徳三年内裏焼亡の事例については、年度の間違いはあるものの、内容は他史料から傍証される。『日本紀略』天徳四年九月二十三日に内裏焼亡とあり、十月四日伊勢大神宮に奉幣、十一月一日伊勢以下諸社（賀茂・平野・松尾・石清水・石上）に奉幣し内裏焼亡・累代宝物焼損の由が奉告されている。十一月一日の諸社奉幣では伊勢・石清水に「告」火災「謝」崇」注記が「村上天皇御記」逸文（『西宮記』臨時五行幸裏書）⁽³⁸⁾に記され、内裏焼亡を特定諸社の崇りとして奉幣がなされていたことが解る。さらに同逸文（『祭主補任』大中臣公節）十一月十七日条には「而今依伊勢太神宮崇、更愁此由、須定申改補否。」とあり、十二月一日条では神祇官・陰陽寮により伊勢大神宮の崇り有りとされたことが記され、「神明之崇尤所恐思也。以非実氏人、猶令供奉。又甚可恐懼。」とあって、当時の祭主・大中臣公節が異姓の者であるかが伊勢大神宮の崇りと関係しているとされて問題となり、公卿定が行われていた。⁽⁴⁰⁾『祭主補任』大中臣公節条の裏書には九月二十三日の内裏焼亡の後に御卜が行われて「有祠官異姓之崇」となり、祭主が橘氏、宮司が清原氏とされて十月三日宣旨により公節の職務が停止されたと記されている。九月二十三日内裏焼亡とその原因が伊勢大神宮の崇りに求められたことは事実であり（『太神宮諸雜事記』が天徳三年とするのは誤記

であろう)、伊勢側に残された記録に基づいて作成された記事であることは間違いなく、誤記や文飾があったとしても、概ね歴史的事実に根差した記事と確認される。

天長七年天皇御葉の事例については、同年七月丙申(二十四日)に聖体不和により伊勢奉幣がなされた記事が存在し(『類聚国史』卷三四天皇不予)、日付の違いはあるが、天皇不予に関して朝廷側の史料と一致する事例と言える。他の事例においても、全くの空想・創作記事と一概に断じることが出来ず、荒木田神主家に伝来した何らかの記録に基づいて平安時代後期に編集された記事とするのが妥当であろう。とすると、記事の厳密な史実性はともかく、天照大神が祟りを起こし、それにより天皇不予・天変・災害が起こり、祟りは伊勢の祭祀に関わる穢・違例によるものとの認識そのものが問題となる。「巽方太神」祟り記事は天徳三年以後には見られず、大半が平安時代前・中期に集中しており、単純に平安時代後期における偽作とは見なせない。

六国史の記事から伊勢神宮の祟りを確認してみると、まず宝龜三年八月甲寅(六日)に異常の風雨のため樹を抜き屋を壊す災害が起き、これは卜により伊勢月読神の祟りとされ、毎年九月の神嘗祭に荒祭神に准じて馬を奉るようにした記事がある(『続日本紀』)。この時に月読神の「荒御玉命」と「伊佐奈伎命・伊佐奈弥命」を官社に入れ、同日に度会郡の神宮寺を飯高郡に移しているが、宝龜十一年二月朔に祟りが止まなかったため飯野郡外に再移転させている。天応二年七月庚戌(二十九日)は災異が神祇官・陰陽寮の龜筮により服喪期間の神事による伊勢大神宮と諸神社の祟りとされた(『続日本紀』)。天長元年四月乙酉(六日)祟りにより伊勢大神宮に幣帛と御劍が奉られ(『類聚国史』卷三伊勢太神)、その祟りは伊勢神宮の祟りと解される。承和九年七月辛亥(十九日)には炎旱を卜筮にはかり伊勢・八幡等の祟りとされて大中臣淵魚に祈祷が命じられ(『続日本後紀』)、仁寿元年六月甲辰(三日)祈晴の伊勢以下諸社奉幣の辞別に、雨止まない理由が卜により春祭に供奉する使等に穢事あつて大神が怒り、使は御卜に合う人を供奉せしむ由が記され(『日本文徳天

皇実録』)、貞観五年閏六月十九日の流星が神祇官の卜で天照大神の祟りが起きると判定(同年七月二日条)、不祥防止が大極殿で祈祷されている(『日本三代実録』)。孝徳天皇朝に淵源があり、奈良時代には行われていたとされる御体御卜(六月・十二月)においても、天皇の御体に伊勢神宮を始めとする諸神祇が祟りをなすが卜なわれており、承暦四年六月十日・康和五年六月十日御卜の奏文(『朝野群載』卷六)には伊勢国太神宮御領・神宮諸国神戸・伊勢国郡司などの「過穢」により祟り給うため上祓を科すことが記され、伊勢神宮の祟りを未然に防ぐためその原因となる神宮神戸等の穢を祓う使が発遣された事例を確認できる。⁽⁴³⁾

以上から、奈良時代から災異を伊勢神宮の神の祟りと認識する事例があること、平安時代前期には祭祀に供奉した者の穢が祟りを引き起こしたとされた事例があること、また、天皇の御体に祟りをなす神とその原因を特定して未然に防ぐ御卜が恒常的になされていたことが確認された。このことは、『太神宮諸雜事記』の「異方太神」祟り記事における、祭祀に関わる穢が大神の祟りを引き起こす、その祟りは天皇や天下に波及し、不予・災害などとなって現れる、という認識が平安時代前期には既に存在した可能性を傍証する。内宮禰宜の撰述した史料に見えた「異方太神」祟りが天皇不予をもたらす認識は、禰宜の祈りや六月月次祭祀詞における祈願の筆頭に天皇の御寿命があったことと表裏一体のものであり、奈良時代から既に存在した天皇不予による伊勢臨時奉幣と共に、伊勢の大神の靈威が天皇の体調と直結するものとの認識の下に形成されたと考えられる。

前に示した『日本文徳天皇実録』仁寿元年六月甲辰(三日)の記事では祭祀に供奉する使の穢が大神の怒りを引き起こしたと認識され、祭祀の使は御卜に合う人を供奉させる旨が記されていた。既に「養老神祇令」には臨時奉幣使は「五位以上卜食者」を充てるべき規定(伊勢は常祀も同じ)があるが、卜合した者が祭使を務めねばならない慣例の背景には、祭祀に奉仕するため神に近づく者は卜によって神意を問ひ、神意に叶った人間を択ばなければ災いがもたらされるとい

う認識があったことを推測させる。『皇太神宮儀式帳』職掌条から、伊勢神宮の禰宜・内人・物忌（・物忌父）なども「卜食定」めて補任される存在であったことが解り、かつ祭祀に臨むにあたり三節祭前月晦日に度会川（宮川）での大祓、三節祭前日夜には御巫内人により御琴を用いて大神の御命を請い、三節祭当日に御巫内人により禰宜・内人・物忌の齋館・家々の罪事を申して明らかにして祓を行い、正殿院の清掃がなされていた（『皇太神宮儀式帳』月記五月条・六月条）。『皇太神宮儀式帳』月記九月条では神嘗祭当日の祓について天照大神の神教を請い、教えられた罪事を祓い清めると記され、『同』御巫内人職掌条において祓われる罪は「所祟出罪事」（祟り出づる罪事）とも表記しており、大神の神意を前にした祭祀奉仕者の「清浄」の実践と言える。⁴⁴

伊勢神宮の現場奉仕者には清浄性が期され、神意に沿って罪を祓われた者が祭祀に供奉していた。それは神意に沿わずに祭祀に供奉することを忌避していたと言い換えることができ、神意に沿わない祭祀は神が承知せず神宮祭祀での祈願は破綻する。恒例祭祀の祈願の破綻は天皇の御寿命・御世や天下の人々と五穀の危機に直結し、結果として祭祀の場における穢や違例が大神の祟りを引き起こして天皇の身体の不調や天下の災害をもたらすという認識の形成に至ったのであろう。

祭祀の現場での違例が大神の祟りを招き天皇と天皇の統治する天下に災いがもたらされるとの認識は、もし祭祀に関わる不測の事態が起きれば国家的危機につながりかねないのであるから、単純なシステムや制度には収斂されない神と人との緊張関係を孕む。国中平安・年穀豊稔・諸民救済が祈られた大嘗祭などの天皇親祭において神膳供進の作法に特別な注意が払われたように、⁴⁶ 祭式の遵守は、毎度毎度常に新しく生起してくる現実の祭祀現場に対応し克服するための手段であらう。二度と同じ現実がないのと同様、恒例祭祀と雖も全く同じ祭祀の現場は存在しない。天下の百姓の生活や五穀が年々日々新たな姿を見せつつ繰り返していくのと同様、その豊饒を祈願する祭祀も年々同じ次第を繰り返した

がら常に一度きりの現実であり、危機と豊饒が隣り合わせた世界を生きる人間の営みが反映されたものと言える。

おわりに

伊勢臨時奉幣は国家の大事のために行われることが基本であり、自然災害の克服を目的とするものが最も多く、また聖体不予による臨時奉幣も少なくなかった。恒例の神宮祭祀においても玉体と御世の長久と繁栄、皇子や官人以下百姓の安寧と五穀豊饒が祈られ、列島の自然災害を鎮め天下百姓の五穀豊饒を祈ることが神宮祭祀においても大変重要な要素であった。これら恒例・臨時の神宮祭祀における祈願は、天下を統治する天皇と天照大神とに神代からの密接なつながりがあり、天照大神への祭祀が天皇と天皇が統治する天下と連動する認識を背景とする。

この点に関し、『皇太神宮儀式帳』に見える禰宜任用後の祈りに「与佐志給^比」という語句が存在することが注意される。この「よさし」は委託・委任の意として『古事記』・『続日本紀宣命』・『延喜祝詞式』などに散見され、多く天神が天下統治を天皇（皇御孫命）に委任する際に用いられており、天神など委任者とその命（みこと）を受ける天皇との不離一体の関係を示すとされる。⁴⁸『皇太神宮儀式帳』では天皇の御寿命の長久が与えられる、という意で「よさし」が用いられていると読めるが、禰宜の祈りの中にその語が用いられていたことから、祈りの対象である天照大神と天皇との密接な関係性を禰宜が承知し、伊勢祭祀と天皇の玉体との深いつながりが理解されていたと言える。古代の神宮祭祀は玉体と天下の長久・繁栄につながるものであるが、もし大神の祟りが発生すれば玉体と天下に災いもたらされるとも理解され、大神との緊張関係の下に清浄が期されていたのだった。鎮座地の生業に根差し旧態を維持・継承した古代神宮祭祀の営みは、大神の祟りを起こさず天皇と天下の生業の安寧のために形成された在り方であったと考えられる。

註

(1) 小坂真二「九世紀段階の怪異変質にみる陰陽道成立の一側面」竹内理三編『古代天皇制と社会構造』昭和五十五年三月、繁田信一「崇—平安貴族の生活感覚における神仏についての予備的考察—」『論集』第二二号、平成六年十二月、斎藤英喜「アマテラスの深みへ—古代神話を読み直す—」新曜社、平成八年十月、西山良平「〈神〉・怨霊・山陵」斎藤英喜編『アマテラス神話の変身譜』森話社、平成八年十月、笹恵子「律令国家の災異に対する宗教的対応について」『高円史学』一四、平成十年十月、佐藤弘夫「アマテラスの変貌—中世神仏交渉史の視座—」法蔵館、平成十二年八月、山下克明「災害・怪異と天皇」『岩波講座 天皇と王権を考える』第八卷（『コスモロジーと身体』）平成十四年八月、大江篤『日本古代の神と霊』臨川書店、平成十九年三月、山田雄司「怨霊・怪異・伊勢神宮」思文閣出版、平成二十六年六月、勝山清次「神社の災異と軒廊御卜—一世紀における人と神の関係の變化—」『史林』九七卷六号、平成二十六年十一月、など。

(2) 岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系—古代の崇神—」『神道宗教』第一九九・二〇〇号、平成十七年十月、同「古代の天皇祭祀と災い」『國學院雑誌』第一一二卷第九号、平成二十三年九月、同「神道祭祀考—新・神道論—」『國學院雑誌』第一一三卷第一一号、平成二十四年十一月、笹生衛「地域の環境変化と祭祀」『神道宗教』第一九二号、平成十五年十月、小林宣彦「律令国家の災異と祭祀」吉川弘文館、平成三十一年二月、山口えり「古代国家の祈雨儀礼と災害認識」塙書房、令和二年二月、など。

(3) 註二前掲の他、北原糸子編『日本災害史』吉川弘文館、平成十八年十月、安田政彦編『自然災害と疾病』竹林舎、平成二十九年三月、今津勝紀「日本古代の気象と王権—九世紀後半の全般的危機—」『気候変動から読みなおす日本史三 先史・古代の気候—と社会変化』臨川書店、令和二年九月、など。

(4) 岡田・小林註二前掲。

(5) 拙稿「『日本書紀』に見る古代祭祀—神武天皇紀・崇神天皇紀を中心に—」『國學院雑誌』第一一二卷第一一号、令和二年十一月十五日。

- (6) 本表の作成においては、岡田莊司・並木和子編「臨時神社奉幣表(一)」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第五九輯、昭和六十二年三月)、神宮司廳編「神宮史年表」(戎光祥出版、平成十七年三月)の成果も参照している。六国史の活字本は以下を用いた。新編日本古典文学全集二〇四『日本書紀』一〇三、小学館、平成六年四月・同八年十月・同十年六月、新日本古典文学大系二二〇一六『続日本紀』一〇五、岩波書店、平成元年三月・同二年九月・同四年十一月・同七年六月・同十年二月、訳注日本史料『日本後紀』集英社、平成十五年十一月、新訂増補国史大系『続日本後紀』吉川弘文館、昭和四十七年八月、新訂増補国史大系『日本徳天皇実録』吉川弘文館、昭和四十八年三月、新訂増補国史大系『日本三代実録』前篇・後篇、吉川弘文館、昭和四十八年三月・六月、新訂増補国史大系『類聚国史』第一、吉川弘文館、昭和五十四年二月、新訂増補国史大系『日本紀略』前篇、吉川弘文館、平成十二年四月。

- (7) 『続日本紀』天平勝宝七・八年の伊勢奉幣三例は前後に聖武上皇不子による大赦記事があつて同八年五月乙卯(二日)伊勢奉幣の当日に崩御されており、上皇不子による伊勢奉幣記事と判断される。神護景雲四年八月朔条は日蝕記事の後、伊勢奉幣が記されているが、称徳天皇はこれより先同年二月庚申(二十七日)由義宮行幸の後不子となり(同年六月辛丑(十日)・八月丙午(十七日)条)、不子をとなうと石(西大寺東塔の礎に用いた東大寺以東飯盛山の石)の崇りとされ(同年二月丙辰(二十三日))、伊勢奉幣の三日後八月癸巳(四日)に崩御された。八月朔伊勢奉幣の理由は明記されていないが、前後関係から天皇不子と深い関係があつた可能性が高い。

- (8) 『日本後紀』嵯峨天皇朝に災害記事が多く存在することは、安田政彦「『日本後紀』災害記事に関する若干の考察」(『ヒストリア』第一七四号、平成十三年四月)。

- (9) 今津註三前掲。
(10) 今津註三前掲。

- (11) 笹生註二前掲、同「古代・中世の景観変化と気候変動―東京湾東岸における沖積平野の変遷を中心に―」『気候変動から読みな

おす日本史四 氣候変動と中世社会』臨川書店、令和二年九月。

(12) 『類聚国史』 卷三四天皇不予参照。

(13) 丹生川上社への祈雨儀礼は『続日本紀』天平宝字七年五月庚午(二十八日)、貴布祢社へは『日本紀略』弘仁九年七月丙申(十四日) 条を初見とし、祈雨・止雨の祈りが捧げられ、祈雨には黒馬、止雨には赤馬が奉られる慣例であった。

(14) 山口「延喜臨時祭式祈雨神祭条の編纂をめぐる」(註二前掲第一部第四章)。

(15) 山口「祈雨儀礼の多様化と災害認識―「予防」の観点より―」・「日本古代の仏教祈雨儀礼―請雨経法の受容を中心に―」(註二前掲第一部第五章・第二部第一章)。

(16) 山口「資料「日本古代の祈雨儀礼」」(註二前掲卷末)。

(17) 恒例の九月十一日神嘗祭奉幣(例幣)使発遣儀は大極殿後房に天皇が出御して挙行されるが、伊勢臨時奉幣についても同様であった(『延喜内寮式』伊勢神宮祭条末尾に「臨時幣帛亦同」とある。ただし臨時幣帛使に王の任用は義務付けられていない(『延喜伊勢大神宮式』臨時幣帛使祿条)。通常、神社への奉幣儀に天皇は関与せず、皇祖神への天皇の丁重な配慮が窺われ、かつ伊勢神宮への奉幣は天皇のみが行いえる専権事項とされる(藤森馨「神嘗祭発遣儀」岡田莊司編『古代の祭祀と年中行事』吉川弘文館、平成三十一年二月)。

(18) 『新儀式』「天皇加三元服事」には貞観・元慶・承平の例が記されており、『日本三代実録』に記述はないが、貞観五年十二月に明年正月元服のための伊勢奉幣がなされていたことが解る。

(19) 岡田莊司「大嘗祭祭祀論の真義―遥拝・庭上・供膳祭祀―」『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年三月。

(20) 藤森馨「神宮奉幣使考」『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』大明堂、平成十二年九月(初出は昭和六十一年三月)。

(21) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上、集英社、平成十二年五月。

(22) 拙稿「みこともちて」と「よさし」に関する基礎的考察」『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、平成三十年十二月(初

出は平成二十九年二月)。

(23) 貞観十三年九月十一日条に引載された伊勢への祝詞文から、『延喜祝詞式』と比べて祝詞冒頭句が「皇御孫御命以」から「天皇我詔旨止。掛畏蔽」に変わり、結語部分に「此状乎聞食天天皇朝廷乎宝位無レ動云。夜守日守尔護助賜皆止申賜波久止申。」と天皇・朝廷守護の祈願が付されていたことが解る。「夜守日守」は『延喜祝詞式』では平安時代に成立した平野祭・久度古関の祝詞にのみ見られ、恐らく『延喜祝詞式』所載の神嘗祭祝詞は古式を留めた文章で、九世紀中頃の実態としては、当時慣例化していた祝詞文の表現・形式が、伊勢奉幣でも取り入れられて実際に申上されていたようである。

(24) 『統日本紀』養老五年九月乙卯(十一日)、天平十二年九月乙未(十一日)の例なども、例幣に齋王卜定や戦乱平定などの奉告・祈願が付されていたと想定される。

(25) 延暦の時点では中臣の祝詞奏上は六月月次祭の次第に記されておらず、神宮月次祭そのものと、神祇官班幣の月次祭幣帛奉納儀は別々のものであったと想定される(熊田亮介「伊勢神宮の月次祭と祭祀体系」『文化』第四六卷第三・四号、昭和五十八年二月、拙稿「月次祭・新嘗祭班幣の構造」『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、平成三十年十二月〈初出は平成二十九年七月〉)。また、延暦の時点で神宮祈年祭での祝詞奏上者は大神宮司であり、神宮の祈年祭・月次祭で中臣が祝詞を奏上し朝廷幣帛が奉納される『延喜式』の制は大中臣淵魚が祭主を兼任した弘仁六年(承和九年)以後に成立した制度であった(藤森馨「平安時代前期の大中臣氏と神宮祭主―祭主制度成立に関する一試論―」『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』大明堂、平成十二年九月〈初出は昭和六十一年十一月〉)。

(26) このうち、自身の家で養蚕した糸を奉納する形式は、三節祭の朝夕大御饌祭が禰宜以下伊勢の奉仕者による自給的協同奉仕を色濃く残していたのと同様、鎮座地の生業に根差した神宮祭祀の旧態が維持・継承されたものと考えられる(拙稿「古代神宮」『日祈』行事の一考察「古代の祭祀構造と伊勢神宮」吉川弘文館、平成三十年十二月〈初出は平成二十八年七月〉)。

(27) 大江「平安貴族と「崇」」(註一前掲書第二章第二節、初出は平成十三年)。

(28) 『小右記』長元四年八月二十三日・二十五日条は、長元四年荒祭宮の齋宮託宣による八月二十五日発遣公卿勅使の宣命の「辞別」に、再度の皇大神託宣で御体を慎むべきとされ、近來の大雨が陰陽寮の占により巽方大神の祟りとされたため、内外宮の禰宜を一階昇叙させ止雨と玉体平安などを祈り申したことが記されている。

(29) 『太神宮諸雜事記』の奥書には寛治七年「官沙汰」のため朝廷に提出されたと記されているが、その「官沙汰」とは寛治七年二月二日に昨年假殿遷宮延引の事などについて祭主・大官司・前大官司に対問させ、三月二十四日にはその罪名を明法博士に勘申せしめたことと対応するものと考えられ、『太神宮諸雜事記』には禰宜の祭主・官司への対抗意識が顕著であるとされている（池山聡助「伊勢天照皇大神宮禰宜譜図帳について」『神道古典の研究』国書刊行会、昭和五十九年八月（初出は昭和十七年十月））。「巽方太神」崇り記事で祓の対象となっているのは外宮の禰宜以下奉仕者、王、祭主（使中臣）、官司、国司、郡司であり、内宮・禰宜の忠節・正当性を主張する側面も考慮する必要がある。

(30) 山本信哉「皇大神宮宝龜十年の炎上を弁じて仰山樵土君に与ふ」『國學院雜誌』第四卷第九号、明治三十一年七月。

(31) 井後政晏「太神宮諸雜事記の成立」『神道史研究』第三十六卷第一号、昭和六十三年一月、岡田莊司「解題（太神宮諸雜事記）」『真福寺善本叢刊（第三期）』神道篇 第一卷 神道古典 臨川書店、令和元年七月。承暦三年二月二十一日の火災で『太神宮諸雜事記』の「正本」が焼失した後、荒木田二門の各家が所持していた案文をもとに抄写・修訂されたものが現行『太神宮諸雜事記』であり、その成立は大治三年～仁安三年と考えられている。

(32) 井後・岡田註三〇前掲。ただし長元以後の記事には「巽方太神」の祟りは記されていない。

(33) 御巫清直「御饌殿事類鈔」『大神宮叢書』臨川書店、昭和四十五年十二月、橋村正兌「外宮儀式解」『大神宮叢書』臨川書店、昭和四十六年一月、福山敏男「豊受大神の御饌殿」『伊勢神宮の建築と歴史』日本資料刊行会、昭和五十一年十二月（神宮の建築に関する史的調査）内務省造神宮使庁、昭和十五年の改題）。

(34) 遷宮の開始に関する記事は「持統女天皇 即位四年（庚寅）太神宮御遷宮。同六年（壬辰）豊受太神宮御遷宮。（何東御地江

始遷御也。」として簡略に記されており、一定の信憑性があるものと想定されている（田中卓「式年遷宮の起源」『伊勢神宮の創祀と発展』〈田中卓著作集四〉 国書刊行会、昭和六十年六月〈初出は昭和三十一年五月〉、岡田莊司「神宮式年遷宮と大嘗祭」『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年三月〈初出は昭和六十三年九月〉、など。

(35) 伊藤聡「橘諸兄参宮譚の成立」『中世天照大神信仰の研究』法蔵館、平成二十三年一月〈初出は平成十五年〉。

(36) 橘諸兄も陪從した聖武天皇伊勢行幸の際、天平十二年十一月丙戌（三日）王・中臣・忌部により伊勢奉幣がなされており（『続日本紀』、『太神宮諸雜事記』天平十四年橘諸兄参宮記事は歴史的事実に根差したものとされる（田中卓「伊勢神宮寺の創建」『伊勢神宮の創祀と発展』〈田中卓著作集四〉 国書刊行会、昭和六十年六月〈初出は昭和三十二年四月〉、『伊勢の神宮と行基の神仏同体説』『日本神道史研究』第四卷、講談社、昭和五十三年九月〈初出は昭和三十四年五月・七月〉。多田實道「大神宮祓宜延平日記について」『伊勢神宮と仏教 習合と隔離の八百年史』弘文堂、平成三十一年四月〈初出は平成二十九年〉も参照。

(37) 西山徳「伊勢神宮における古伝承——「太神宮諸雜事記」を中心として——」『皇學館大學紀要』第二十一輯、昭和五十八年一月。また、阪本広太郎の『新校群書類従』第一卷解題（内外書籍、昭和七年一月）、西田長男の『群書解題』第六卷（統群書類従完成会、昭和三十七年四月）も参照。

(38) 所功編『三代御記逸文集成』国書刊行会、昭和五十七年十月。

(39) 胡麻鶴醇之・西島一郎校注『神道大系 神宮編四 太神宮補任集成（上）』昭和五十九年十月。

(40) 大中臣氏と祭主職については藤森馨「清麻呂流大中臣祭主家成立の背景——大神宮の崇答と清麻呂——」（平安時代の宮廷祭祀と神祇官人）大明堂、平成十二年九月〈初出は平成十二年三月〉。

(41) 『日本三代実録』貞観十五年十月六日に、頻りに現れる物怪を占うと御病の事在りとされ、御体平安の奉幣が賀茂・松尾・平野・大原野になされているが、『太神宮諸雜事記』貞観十五年九月十七日天皇御葉の記事と関係するであろうか。『日本三代実録』仁和三四年四月朔に日蝕記事があるが、『太神宮諸雜事記』では同三年四月の諸星流行、五月の日蝕を「巽方太神」の祟りとして勅使

が差遣されたとしている。『日本紀略』寛平四年八月十四日には早魃・恠異により諸社奉幣がなされており（宇多天皇御記）逸文と推定される『西宮記』七仁王会裏書では松尾・鴨上下・平野・稲荷と太神宮が対象、一年のずれと日付の違い（誤記か）はあるが『太神宮諸雜事記』寛平三年七・八月天皇御所の物性により八月五日勅使發遣の記事と対応する可能性がある。そもそも天皇・上皇などの聖体不予による伊勢臨時奉幣は奈良時代から存在しており、延暦二十年には祭祀の闕怠等による祓が規定化されている（類聚三代格）延暦二十年五月十四日官符「定_レ准_レ犯科_レ祓例_レ事」。玉体や天照大神に関する事は内廷の案件として内々に処理された事例もあつたであろうし、国史に記載されない伊勢神宮に関わる雜事も多かつただろうから、六国史に記載のない伊勢への臨時遣使や伊勢奉仕者などへ祓を科した事例があつても不思議ではない。事実、飛鳥・奈良時代・平安時代前期の遷宮は国史に記載されていなかった。神龜六年・天平三年の記事で伊勢神宮を「巽方」とするのは奈良時代においては明らかに不自然であり、『太神宮諸雜事記』『巽方太神』崇り記事は平安時代中期以降の文飾が確實であるが、平安時代前期以前の事例で六国史と符合しない記事であつても、天皇（天皇近親）不予などを理由とする伊勢臨時奉幣・遣使の記録や、祭祀に関わる過・穢・違例により伊勢奉仕者・祭使・官司・国郡司などへ祓を科した記録が神宮側に残されていた可能性は十分あるだろう。

(42) 安江和宣「御体御卜に関する一考察」『神道祭祀論考』神道史学会、昭和五十四年一月（初出昭和五十一年一月）、斎藤「御体御卜」という謎」（註「前掲書第四章」、岡田註「前掲」天皇と神々の循環型祭祀体系」、木村大樹「御体御卜の成立と変遷に関する一考察」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』第四七輯、平成二十八年三月（『古代天皇祭祀の研究』古川弘文館、令和四年一月に所収）。

(43) 『宮主秘事口伝』によると、「可有_二神崇_一歟」が卜合すると伊勢国大神宮・豊受宮から宮中、京中、五畿内、七道それぞれの神崇が卜われ、神宮が卜合すると近任人、官司等、御常供田預等、神戸司等、御厨司等の「過」による崇りがそれぞれ卜われ、御常供田預等・神戸司等が卜合すると、どの郡の御田か、いずれの神戸かが卜われ、科される祓の等級も卜われる流れであつた（安江註四「前掲」）。

(44) 斎藤「伊勢神宮のトポロジー」(註一前掲書第三章)。

(45) 「大嘗会神饌秘記」(後鳥羽天皇宸記)『神道大系 朝儀祭祀編五 踐祚大嘗祭』昭和六十年十月。

(46) 岡田莊司「大嘗祭―陪膳采女の作法と祝詞を中心に―」『國學院雜誌』第二二〇卷第一一號、令和元年十一月、木村大樹「神今食の神饌供進儀に関する一考察」『神道研究集録』第三輯、平成二十九年三月、同「大嘗祭の神饌供進儀における「秘事」の継承」『國學院雜誌』第二二〇卷第一一號、令和元年十一月(岡木村論考は『古代天皇祭祀の研究』吉川弘文館、令和四年一月に所収)。

(47) 拙稿註二一前掲。

(48) 西田長男「祭りの根本義―『延喜式祝詞』を中心として―」『日本神道史研究』第二卷古代編(上)講談社、昭和五十三年四月(初出は昭和三十一年九月、原型は昭和十八年七月)。

